

本日、議員の皆様のご参集をいただき、11月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、平成24年度当初予算の編成について申し上げます。

本年も、いよいよ来年度予算の編成時期となってまいりました。

予算編成の背景となります経済情勢についてであります。我が国経済の動向は、政府の11月の月例経済報告によりますと、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」との判断がなされております。

本県の財政に目を転じますと、平成10年度以来、数次にわたる財政構造改革の努力にもかかわらず依然として巨額の財源不足が生じております。

本年3月に策定した滋賀県行財政改革方針の策定にあたり、平成23年度から平成31年度までの間の収支見通しを試算したところ、各年度において140億円から260億円の財源不足が見込まれる結果となっております。

平成24年度においては、145億円の収支不足額を見込んでいるところですが、歳出面では、東日本大震災を踏まえた諸課題等への検討が必要なこと、また、歳入の面におきまして、収支見通しで見込んでいた状況が、さらに厳しくなることも想定され、財源不足額は1割程度拡大し、160億円程度となることを見込んでおり、本県財政は引き続き大変厳しい状況にあると認識しております。

一方、こうした厳しい財政状況にありましても、県民の皆さんの不安を解消し、未来に向けて安心を埋め込み、夢と希望の持てる社会を実現していくことが、県政に求められている大きな課題であります。

そのため、平成24年度当初予算編成に当たりましては、県民の皆さんの不安を払拭し、力強く未来を拓いていくために、本年3月に策定した基本構想における滋賀の未来戦略の考え方を踏まえ、8つの重点テーマを設定し、先駆的・戦略的な施策に重点的に取り組むことによりまして、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指してまいりたいと考えております。

さらに、今年、東日本大震災や度重なる台風の襲来など、全国各地で大きな被害が発生し、県民の皆さんの間にも不安が広がっております。そのため、去る9月に庁内で実施いたしました平成24年度予算編成に向けた政策課題協議においても、東日本大震災を踏まえた視点も含めて、施策構築についての議論を行ったところであります。

これら、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて、各部局が共通の目標を持って取り組むとともに、部局間の緊密な横の連携を図ることにより、最小の経費で最大の効果が得られるよう、県庁という組織の持てる力を最大限に発揮してまいりたいと考えております。

次に、平和祈念館について申し上げます。

平和祈念館につきましては、長年の懸案でございましたが、ようやく来年3月の開館に向け準備が整いつつあります。

県民の皆さんから提供いただいた戦争当時の資料や、体験談などを有効に活用させていただくことによりまして、戦争の悲惨さや、平和の尊さを学び、平和を願う豊かな心を次世代に育てていただく場といたしたいと考えております。

また、様々な学びのプログラムを展開いたしますとともに、学校や地域へ出かけることにより、学習支援活動にも取り組み、語り部やボランティアの皆さんの参画を得て、幅広く県民の交流が生まれるような施設を目指してまいります。

3.11の大震災を受けて、ある意味で戦争と同様の大きな生活破壊を経験し、今、日本人は大きな不安にさいなまれています。こういう今だからこそ、県民の皆さんが、今一度平和の尊さを心に刻み、戦争のない社会、暮らしを考える拠点として、平和祈念館を幅広く活用いただきたいと考えております。

次に、流域治水基本方針の策定と流域治水政策の推進について申し上げます。

まず、「流域治水」につきましては、どのような洪水にあっても、人命が失われることを避けることを最優先に、自助・共助・公助が一体となって「川の中の対策」に加えて、「川の外の対策」を総合的に進めていく治水であると考えております。

そのため、今回の流域治水基本方針では、流域治水を推進するための施策を、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」の4つの対策としてまとめております。

この基本方針は、政府の東日本大震災復興構想会議における「復興への提言」で示された、「人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」を基本とする」との考え方にも合致しております。

また、「中央防災会議」で示された、「最大クラスの自然現象に対しては避難を中心とする「減災」を基本とし、比較的頻度の高い一定程度の自然現象に対しては、従来のハード対策を中心とした対策を行うべきである」という災害対策の考え方にも、合致しているものでございます。

今、南方タイでは、まさに、想定を超える大規模な洪水により、日本企業も含めて、大きな浸水被害が発生しており、ひとたび、洪水はん濫が起きた場合には、人的被害に加え、多大な経済損失も発生することが、改めて明らかとなっております。「はん濫原」での減災対策の重要性が示されました。これは、琵琶湖淀川流域でも同じであります。

本県の流域治水の考え方は、まさに、「はん濫原」全体を視野に入れた「減災」を目指すものでございまして、人的被害を防ぐのみならず、住宅・企業等の被害も軽減し、企業の事業継続計画にも役立つものと思っております。

いつ起こるかわからない水害から県民の皆さんの生命と財産を守るためには、まず、流域治水政策の基本理念を取りまとめました「流域治水基本方針」を策定しなければならないと考えております。

そのうえで、基本方針をより実効性あるものとするため、条例制定を目指してまいりたいと考えており、今後も、県民の皆さんの生命を守り、財産への被

害を最小化するとともに、水害に強い社会を実現するため、流域治水政策の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、地域防災計画の見直し等について申し上げます。

国の原子力安全委員会では、原子力施設等防災専門部会において、防災指針の見直しの検討が進められてまいりましたが、「防災対策を重点的に充実すべき地域」、いわゆるEPZに関する考え方が本委員会に報告されました。

この報告では、従来のEPZの範囲である8～10kmから、新たに緊急時防護措置を準備する区域としてUPZという新しい概念が示され、IAEAの国際基準を踏まえ、その範囲は概ね30kmとされたところであります。

本県でも、現在地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しを進めているところでありますが、国の防災指針の改正を視野に入れながら、県独自で取り組んでいる放射性物質拡散予測結果を踏まえ、早急に見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

原子力事業者との安全協定の締結に向けた取組みにつきましても、原子力事業者に対し、より一層の安全性の確保や緊急時の迅速な情報提供を求めていくことなど、事業者との協議を進め、市町と連携しながら、できるだけ早期に協定の締結を実現してまいりたいと考えております。

このような中で、若狭地域の原子力発電所に隣接する滋賀県として、県民の生命、財産を守るとともに、近畿圏域、関西の水源をお守りする滋賀県としての役割も果たしてまいりたいと考えております。

次に、今冬における節電について申し上げます。

この夏、関西におきましても電力不足が懸念されましたが、幸い、県民、事業者の皆さんの日々の節電やピークカット対策の取組のおかげをもちまして、電力需給がひっ迫するような事態には至りませんでした。改めまして、県民、事業者の皆さんに感謝を申し上げます。次第でございます。

11月1日に政府から、今冬の電力需給見通しが公表され、関西電力管内においては、年末年始を除いた12月19日から3月23日までの平日9時から21時の間において、10%以上の節電目標が設定されたところでございます。

これを受け、関西広域連合では、産業活動や、ライフラインの機能等の維持に支障が生じないように十分な配慮を政府に要請するとともに、夏と同様に家庭やオフィスでの節電に取り組んでいくこととしております。

本県といたしましても、11月22日に「節電ウォームライフ」を盛り込んだ「冬の節電ウォームアクション」を公表しました。ここでは、家庭での電気の無駄遣いを無くし、寒い冬を創意と工夫で暖かく過ごすための節電行動をお示しするとともに、県としても、県庁での節電にかかる率先行動を進めつつ、家庭などの節電を促進することとしたところでございます。

県民、事業者の皆様には、この冬も引き続き節電をお願いすることとなりますが、低炭素社会づくりを推進する上では、私たちのエネルギー利用そのものを減らしていくという努力が求められているところでもあります。節電の取組をむしろ前向きに受け止めることによりまして、再生可能エネルギーの導入推進はもとより、引き続きライフスタイルの転換に向けた省エネルギー、節エネルギーへの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、RD最終処分場問題について申し上げます。

RD最終処分場問題については、平成11年の硫化水素ガス検出以来、有害物等の調査を行い、対策工の内容等について地元住民の皆さんと話し合いを重ねておりますが、産廃特措法の期限が来年度末に迫るなか、期限の延長を国に要望するとともに、現行法期限内に完了する対策工事を一次対策工事として実施したいと考えております。

一次対策工事は、これまでの調査で位置が確定できております揮発性有機化合物類等の地下水汚染原因となる恐れのある有害物の掘削除去と、既存水処理施設を活用した浸透水の揚水処理を行うものであります。

この工事の実施については、去る11月14日に地元7自治会に同意いただき、また、栗東市のご理解もいただいたところでございます。

県といたしましては、来年度予算に一次対策工事費等を計上させていただくとともに、本格対策となる二次対策工事实施に向け、引き続き、産廃特措法延長について国に働きかけてまいります。

これからも、地元栗東市と緊密な連携を図りながら、住民の皆さんと話し合いを進め、長年にわたりますR D最終処分場問題の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、県立高等学校の再編計画について申し上げます。

先の9月県議会での決議や、地元市からの要望等を踏まえ、先日開催されました11月定例教育委員会において、高等学校の再編計画の内容については、より一層地域や県民の皆さんのご理解を得るため、その計画策定期間については、本年度から来年度へとする方向が示されました。

今回の高等学校再編の取組に寄せられたご意見から、地域の皆さんの学校に対する思いや期待、また母校を思う気持ちの強さを改めて感じたところであります。私といたしましても、今回の教育委員会の判断を重く受け止めているところでございます。

今後、地域の皆さんの声を受け止めながら、時代の変化に即した豊かな教育環境づくりに確実に結びつく再編計画となるよう、教育委員会はもちろんのこと、私としても努力してまいりたいと考えております。

次に、第14回世界湖沼会議の結果概要についてご報告申し上げます。

10月30日から今月3日まで、アメリカ南部のテキサス州オースティンにおいて開催されました第14回世界湖沼会議に、家森議長をはじめ県関係者とともに参加して参りました。

世界湖沼会議は、昭和59年に滋賀県で始まって以来、今回で14回目の開催となります。

今回会場となりましたテキサス州オースティンは、年間の降水量が大変少なく極めて乾燥した地域であるため、人工的な貯水池がおもな水源であり、それ

だけに、今回の主催者の一つであるテキサス州立大学のように、水利用をめぐる研究が盛んな地域でもあります。

会議では、基調講演や分科会を通じまして、今回の東日本大震災で、水やトイレなどの基本的な生活インフラが失われたことにより、日本人が改めて「近い水」の大切さに気付いたこと、「近い水」の利用は、衛生に配慮したシステムであり、今も、し尿汚染で苦しんでいるアフリカなどの途上国にとっても大変意味のある仕組みであること、

また、高度経済成長に伴う水需要の増大に対応するため進められた琵琶湖総合開発は、利水や治水の面で大きな成果があったものの、琵琶湖の生態系や、人の水とのつながりの疎遠化などの思わぬ影響が現れたことから、滋賀県としては、生態系の再生や、水と暮らしとのかかわりの再生を目指す「マザーレイク21計画」を進めていること、さらに琵琶湖淀川の上流が協力して治水、利水サービスに加えて、生態系サービスや文化的かかわりを取り戻すことができるような「望ましい琵琶湖淀川の流域管理」に向けて取り組んでいくということについて説明をさせていただきました。

多くの国では、湖沼保全の制度的仕組みがまだまだ整備されておられません。日本、特に滋賀県はその中でも先進国であり、今回、本県から発表した内容は、さらなる世界モデルとして提示できるものと考えております。

今回の会議では、世界の湖沼環境の課題解決に貢献するとともに、国際会議において、滋賀県の取組の先進性を改めてアピールすることができたものと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず予算案件でございますが、

議第135号は、一般会計の補正予算でございます。地域医療再生臨時特例基金の積み増しを行うほか、待機児童の解消や保育環境の改善を図るため、市町が行う保育所の施設整備等に対する支援にかかる経費などを計上いたしております。

これらの結果、一般会計の補正予算額は、総額で24億3,878万円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に条例案でございますが、

議第136号は、平和で戦争のない社会の発展に資するための施設として「滋賀県平和祈念館」を設置しようとするものでございますし、議第137号は、水道法の一部改正に伴い、従来は法令で定められていた技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の範囲等を条例で定めるため、新たに制定しようとするものでございます。

議第138号は、既に市町へ権限移譲している事務から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都道府県から基礎自治体へ権限移譲することとされた事務を削除するとともに、知事の権限に属する2項目の事務を新たに市町へ移譲するため、改正を行おうとするものでございます。

議第139号は、道路法施行令で定める国の道路占用料等の改正に準じて必要な改正を行おうとするものでございますし、議第140号は、放送法等の一部を改正する法律により、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律等が放送法に統合されたことなどに伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。

議第141号および議第143号は、民法の一部改正により、法人を未成年後見人として選任することができるようになったことに伴い、必要な改正を行おうとするものでございますし、議第142号は、景観法の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。

議第144号は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、滋賀県スポーツ推進審議会を設置するため、必要な改正を行おうとするものでございます。

議第145号は、本県警察職員が東日本大震災に対処するため災害応急等作業に従事した場合の特殊勤務手当の額の増額等の特例を定めるため、必要な改正を行おうとするものでございますし、議第146号は、悪質・巧妙化が進む



暴騒音を発した街頭宣伝等の活動に対して有効な取締りができるよう、暴騒音の定義の見直しおよび拡声機の使用停止命令に関する規定の追加などを行うため、必要な改正を行おうとするものでございます。

次にその他の案件でございますが、

議第147号は契約の変更について、議第148号は訴訟の提起について、議第149号から151号までは指定管理者の指定について、議第152号は滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更について同意することについて、

議第153号は平成24年度において発売する宝くじの総額について、議第154号は関西広域連合規約の変更について、議第155号は公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることについて、議第156号は滋賀県流域治水基本方針の策定について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第157号から160号までは、いずれも給与改定に係る条例案件でございます。去る10月31日に県人事委員会から職員の給与改定について勧告を受けましたので、必要な改正を行おうとするものでございます。

議第157号および議第158号は、一般職の任期付職員および任期付研究員の給与月額引き下げについて、議第159号および議第160号は、一般職員の給料月額引き下げ等について、それぞれ必要な改正を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。